

平成23年度 南部町税・使用料納期一覧表

月 分	税 目 期 別				各 種 使 用 料						納期限 口座 振替日
	町県民税	軽自動車税	固定資産税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	水 道	下水道	公 営 住 宅 家 賃	給食費	保育料	
4月		全 期					○	○		○	5月 2日
5月			第1期			○		○	4月分	○	5月31日
6月	第1期						○	○	5月分	○	6月30日
7月			第2期	第1期	第1期	○		○	6月分	○	8月 1日
8月	第2期			第2期	第2期		○	○	7月分	○	8月31日
9月				第3期	第3期	○		○	9月分	○	9月30日
10月	第3期			第4期	第4期		○	○	10月分	○	10月31日
11月				第5期	第5期	○		○	11月分	○	11月30日
12月			第3期	第6期	第6期		○	○	12月分	○	12月26日
1月	第4期			第7期	第7期	○		○	1月分	○	1月31日
2月	(随時期)		第4期	第8期	第8期		○	○	2月分	○	2月29日
3月	(随時期)			第9期	第9期	○		○	(精算)	○	4月 2日

平成23年度からコンビニエンスストアで全ての税金が納付できます

軽自動車税・固定資産税に加え、平成23年度から町県民税と国民健康保険税がコンビニエンスストアで納付できます。

【注 意 点】

- ・納期限を過ぎると、コンビニエンスストアでは納付できません。納期限内に納付してください。
- ・納付額が30万円を超えるものはコンビニエンスストアでは納付できません。
金融機関での納付をお願いいたします。

あなたの固定資産が確認できます

納税者が他の土地や家屋の価格と比較をして、自己の資産の評価が適切かどうかを判断できるようにするため、縦覧期間内に限り土地や家屋の所在、評価額等を記載した「縦覧帳簿（所有者の記載はありません）」を無料で見るすることができます。

【縦 覧 期 間】 4月1日から5月31日まで

【縦 覧 場 所】 南部町役場 税務課（法勝寺庁舎）

【縦覧できる方】 南部町内に資産を所有している納税義務者（代理人の場合は委任状が必要です。）

※縦覧する場合は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

【お問い合わせ先】

●税金関係：税 務 課（0859-66-4802）

●後 期 高 齢：町民生活課（0859-66-3116）

●水道関係：上下水道課（0859-66-4807）

●公営住宅家賃：建 設 課（0859-66-3115）

●給 食 費：教育委員会（0859-64-3787）

●保 育 料：町民生活課（0859-66-3116）